

## Q1 申請できるのはどんなこと？

A1 「後援」、「協賛」、「賞状交付」の3つについて受け付けています。「賞状交付」については下記Q9も参照してください。

## Q2 後援を得ることのメリットは何？教育委員会はどんなことをしてくれるの？

A2 広告物や印刷物等に教育委員会の後援を得ていることを表示して頂くことができます。しかし、教育委員会が事業の支援、経費や受賞者への賞品等を負担することはしておりません。また、関係機関へのチラシ、パンフレット等の配布なども主催者側でしていただいております。

教育委員会が後援をしたことによって、県立高校等の県の機関がその事業に協力するという事柄もありませんのでご注意ください。

## Q3 どんな事業が後援の対象になるの？

A3 学校教育や社会教育等の教育に関する行事が対象です。対象になるかどうか分からない場合は教育総務課までお問い合わせ下さい。

なお、事業内容に公共性がない場合、利益を得ることを目的としている場合、特定の団体の活動などには後援することはできません。詳しくは三重県教育委員会の後援名義使用承認等に関する要綱をご覧ください。

### [三重県教育委員会の後援名義使用承認等に関する要綱](#)

後援を承認した後であっても、教育委員会が後援することができない内容の事業であることが分かった場合には、後援を取り消すことがあります。

## Q4 手続きにはどんな書類が必要？

A4 申請書の様式を定めていますので、その様式を使ってください。

添付書類は次のとおりです。

- (1) 定款、会則、規約及び役員名簿その他団体の概要を示す書類
- (2) 実施要綱、募集要項、参加案内その他事業内容を示す書類  
(開催日程、講師等が未定の申請は受付できないことがあります。)
- (3) 参加者へ負担(例：入場料、参加料、資料代等)を求める場合は事業の収支予算書

これら以外にも、審査のために必要な書類の提出をお願いすることがあります。

## Q5 ホームページからダウンロードした申請書を使ってメールで申請できる？

A5 メールによる申請は受付しておりませんが、電子・申請システムにて受付をしております。また、教育総務課への郵送や持参も受付しております。

## Q6 イベントの日程は決まったけど、いつ頃までに申請すればいい？

A6 少なくとも、後援名義等を使用される1ヶ月前までには申請してください。

審査には申請書を提出いただいてから2週間程度の期間を要しますので、ある程度余裕を見込んで申請するようにしてください。

なお、1年以上先の行事の申請は受付しておりません。ただし、教育長が特に認めた場合はこの限りではありません。

## Q7 申請書を提出したら、もう「後援：三重県教育委員会」と書いてもいいの？

A7 審査結果については後日郵送でお知らせしています。その通知日以前に教育委員会の後援名義を得ていることを表示した印刷物等を配ったり公表したりすることはしないでください。

## Q8 同じ内容の公演を1年間ほど続けて実施する予定です。この場合、1回の申請で全ての公演日程の後援をしてもらうことはできる？

A8 後援の期間は最長6ヶ月とさせていただきますので、それを越える期間の事業を実施される場合は、原則として6ヶ月ごとに改めて申請をしていただくこととなります。なお、後援の対象となるのは、一時的な行事(イベント)であり、継続する団体の活動は、後援の対象となりません。

詳しくは教育総務課にお問い合わせ下さい。

## Q9 賞状の交付を申請する場合の注意事項は？

A9 賞状は、交付が適当であると認められたものであり、必要な最小限の交付とします。教育委員会で交付できる賞は、教育委員会賞及び教育長賞です。賞状交付申請のための様式がありますので、それを使用して申請してください。

添付書類としてはQ4の(1)～(3)の書類の他に「賞状の文案」と「賞のリスト(教育委員会に申請する以外の賞を含むもの。)」が必要となります。

賞状につきましては、主催者で用意していただいたものを確認のうえ押印させていただきます。三重県の白紙の賞状用紙をお渡しすることもできます。枚数が少ない場合は、事前に承認させていただいた文案で、こちらで文面を印刷することもできますので、後援

名義承認後、お渡しする時期等をご連絡ください。詳しくは教育総務課にお問い合わせください。

また、副賞、記念品等を授与される場合、経費を主催者が負担した場合でも、その副賞、記念品等に教育委員会等の名義を付けることはお断りしています。

**Q10** 先日、後援を申請し、承認されましたが、都合により事業の内容が変更になり、申請書に書いた内容と違ってきました。この場合、もう一度申請し直さなければならないの？

---

**A10** 「変更届出書」の様式がありますので、変更になった内容をご記入いただき、教育総務課に提出してください。

変更の内容が、教育委員会が後援することができないものであった場合や、変更があったにも関わらず変更届出書を提出していただかなかった場合には、後援を取り消すことがあります。

---

(注)この中では、Q1を除き、後援、協賛、賞状交付の全てを含めて「後援」としています。

その他、わからない点がありましたら下記までお問い合わせ下さい。

514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会 教育総務課

電話：059 - 224 - 3173 / FAX：059 - 224 - 2319

[e-mail:kyoiku@pref.mie.lg.jp](mailto:kyoiku@pref.mie.lg.jp)